

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年5月28日
【会社名】	朝日インテック株式会社
【英訳名】	ASAHI INTECC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮田昌彦
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋守山区脇田町1703番地
【電話番号】	052-768-1211(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 竹内謙 氏
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋守山区脇田町1703番地
【電話番号】	052-768-1211(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 竹内謙 氏
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 3,570,970,000円 引受人の買取引受による売出し 864,270,000円 オーバーアロットメントによる売出し 662,607,000円
	(注) 1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年5月17日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受を行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成25年5月17日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所ですが、これらのうち主たる安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋守山区栄三丁目8番20号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	650,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成25年5月28日(火)の取締役会決議(会社法第370条及び当社定款第26条に定める方法により、平成25年5月28日(火)に取締役会の決議があったものとみなされる。以下当社の取締役会の決議に関する記載につき同じ。)によります。
- 上記発行数は、平成25年5月28日(火)の取締役会決議により決定された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。本募集(以下「一般募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
 - 一般募集及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から115,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
 - 一般募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、平成25年5月28日(火)の取締役会決議により、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式115,000株の第三者割当による自己株式の処分(以下「本件第三者割当」という。)を行うことを決定しております。
 - 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
 - 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成25年6月5日(水)から平成25年6月11日(火)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	650,000株	3,570,970,000	-
計(総発行株式)	650,000株	3,570,970,000	-

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
3 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
4 発行価額の総額は、平成25年5月17日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1、2	-	100株	自 平成25年6月12日(水) 至 平成25年6月13日(木) (注)4	1株につき発行価格と同一の金額	平成25年6月18日(火) (注)4

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成25年6月5日(水)から平成25年6月11日(火)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://asahi.irbridge.com/ja/PressRelease.html>) (以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、発行価額(会社法上の払込金額)は資本組入れされません。
- 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成25年6月4日(火)から平成25年6月11日(火)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年6月5日(水)から平成25年6月11日(火)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年6月5日(水)の場合、申込期間は「自 平成25年6月6日(木) 至 平成25年6月7日(金)」、払込期日は「平成25年6月12日(水)」

発行価格等決定日が平成25年6月6日(木)の場合、申込期間は「自 平成25年6月7日(金) 至 平成25年6月10日(月)」、払込期日は「平成25年6月13日(木)」

発行価格等決定日が平成25年6月7日(金)の場合、申込期間は「自 平成25年6月10日(月) 至 平成25年6月11日(火)」、払込期日は「平成25年6月14日(金)」

発行価格等決定日が平成25年6月10日(月)の場合、申込期間は「自平成25年6月11日(火)至平成25年6月12日(水)」、払込期日は「平成25年6月17日(月)」

発行価格等決定日が平成25年6月11日(火)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

- 5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 6 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当します。
- 7 申込証拠金には、利息をつけません。
- 8 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年6月5日(水)の場合、受渡期日は「平成25年6月13日(木)」

発行価格等決定日が平成25年6月6日(木)の場合、受渡期日は「平成25年6月14日(金)」

発行価格等決定日が平成25年6月7日(金)の場合、受渡期日は「平成25年6月17日(月)」

発行価格等決定日が平成25年6月10日(月)の場合、受渡期日は「平成25年6月18日(火)」

発行価格等決定日が平成25年6月11日(火)の場合、受渡期日は「平成25年6月19日(水)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
三菱UFJ信託銀行株式会社 名古屋法人営業部	愛知県名古屋市中区錦三丁目21番24号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	585,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	65,000株	
計	-	650,000株	-

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,570,970,000	7,000,000	3,563,970,000

(注) 1 新規発行による手取金は自己株式の処分に係る手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。

2 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

3 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成25年5月17日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額3,563,970,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当の手取概算額上限630,787,000円と合わせ、手取概算額合計上限4,194,757,000円について、朝日インテックジーマ株式会社の工場新設(それに伴うブリッジローンの返済及び機械装置等の設備投資を含む)、ASAHI INTECC HANOI CO., LTD.の工場増設(機械装置等の設備投資を含む)を始めとする当社グループの設備投資関連資金及び借入金返済資金に充当する予定であり、その具体的な内容は以下のとおりであります。

会社名	具体的な使途	充当予定額	充当予定時期
当社	朝日インテックジーマ(株)の工場新設に係るブリッジローンの返済資金	200,000,000円	平成25年6月まで
朝日インテックジーマ(株)	工場新設及び機械装置等の設備投資資金	325,124,000円	平成26年6月まで
ASAHI INTECC HANOI CO., LTD.	工場増設及び機械装置等の設備投資資金	524,724,000円	平成26年6月まで
当社	瀬戸工場における機械装置等の設備投資資金	472,738,000円	平成26年6月まで
当社	大阪R&Dセンターにおける機械装置等の設備投資資金	416,725,000円	平成26年6月まで
当社	本社における工具、器具及び備品等の設備投資資金	241,690,000円	平成26年6月まで
ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD.	機械装置等の設備投資資金	334,730,000円	平成26年6月まで
当社	借入金返済資金	残額	平成26年6月まで

なお、上記当社子会社の設備投資資金への充当については、当社から当該子会社への融資を通じて行う予定でありませ

当社グループの設備投資計画は、平成25年5月28日現在(ただし、既支払額については平成25年4月30日現在)、以下のとおりとなっております。なお、資金調達方法欄については、今回の自己株式処分資金も含めて記載しております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額(千円)		資金調達 方法	着手年月	完成 予定年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
朝日イン テック(株)	瀬戸工場 (愛知県 瀬戸市)	メディカ ル事業	機械装 置等	472,738		自己株式処 分資金	平成25年 7月	平成26年 6月	(注)
	大阪R&Dセ ンター (大阪府 和泉市)	デバイス 事業	機械装 置等	416,725		自己株式処 分資金	平成25年 7月	平成26年 6月	(注)
	本社 (名古屋 市守山区)	全社統括 業務	工具、 器具及 び備品 等	241,690		自己株式処 分資金	平成25年 7月	平成26年 6月	(注)
朝日イン テック ジーマ(株)	朝日イン テック ジーマ(株) (静岡県 袋井市)	メディカ ル事業 デバイス 事業	土地 建物 機械装 置等	1,357,109	795,985	自己資金、 借入金及び 自己株式処 分資金	平成23年 10月	平成26年 6月	(注)
ASAHI INTECC HANOI CO., LTD.	メディカ ル工場 (ベトナム ハノイ市)	メディカ ル事業	建物 機械装 置等	1,118,562	539,346	自己資金及 び自己株式 処分資金	平成24年 8月	平成26年 6月	生産能力 約50%の 増加
ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD.	メディカ ル工場 (タイラン ドパトゥ ムタニ県) デバイス 工場 (タイラン ドパトゥ ムタニ県)	メディカ ル事業 デバイス 事業	機械装 置等	334,730		自己株式処 分資金	平成25年 7月	平成26年 6月	(注)

(注) 研究開発体制・生産体制の充実及び合理化を図るための新設であり、増加能力を図ることが困難なため記載を省略しております。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成25年6月5日(水)から平成25年6月11日(火)までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人は買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	150,000株	864,270,000	愛知県名古屋市名東区 宮田 尚彦 90,000株 愛知県名古屋市名東区 宮田 昌彦 30,000株 愛知県名古屋市千種区 宮田 憲次 30,000株

（注）1 一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

2 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

3 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4 売出価額の総額は、平成25年5月17日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 単位	申込証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注) 1、2	自平成25年 6月12日(水) 至平成25年 6月13日(木) (注)3	100株	1株につき 売出価格と同一 の金額	右記金融 商品取引 業者の本 店及び全 国各支店	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社 愛知県名古屋市名区名駅 四丁目7番1号 東海東京証券株式会社	(注)4

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成25年6月5日(水)から平成25年6月11日(火)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、売出価格を決定し、併せて引受価額(売出者が引受人より受取る1株当たりの売買代金)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://asahi.irbridge.com/ja/PressRelease.html>)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

- 3 株式の受渡期日は、平成25年6月19日(水)であります。
申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する
予定であります。
- なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成25年6月4日(火)から平成25年6月11日(火)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年6月5日(水)から平成25年6月11日(火)までを予定しております。
- したがって、
- 発行価格等決定日が平成25年6月5日(水)の場合、申込期間は「自 平成25年6月6日(木) 至 平成25年6月7日(金)」、受渡期日は「平成25年6月13日(木)」
 - 発行価格等決定日が平成25年6月6日(木)の場合、申込期間は「自 平成25年6月7日(金) 至 平成25年6月10日(月)」、受渡期日は「平成25年6月14日(金)」
 - 発行価格等決定日が平成25年6月7日(金)の場合、申込期間は「自 平成25年6月10日(月) 至 平成25年6月11日(火)」、受渡期日は「平成25年6月17日(月)」
 - 発行価格等決定日が平成25年6月10日(月)の場合、申込期間は「自 平成25年6月11日(火) 至 平成25年6月12日(水)」、受渡期日は「平成25年6月18日(火)」
 - 発行価格等決定日が平成25年6月11日(火)の場合は上記申込期間及び受渡期日のとおり、
- となりますのでご注意ください。

4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。

各金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
野村證券株式会社	135,000株
東海東京証券株式会社	15,000株

5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	115,000株	662,607,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から115,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://asahi.irbridge.com/ja/PressRelease.html>)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成25年5月17日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及 び氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注)1	自 平成25年6月12日(水) 至 平成25年6月13日(木) (注)1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店	-	-

(注)1 株式の受渡期日は、平成25年6月19日(水)であります。

売出価格、申込期間及び受渡期間については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」において決定される売出価格、申込期間及び受渡期間とそれぞれ同一といたします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から115,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、115,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成25年5月28日(火)の取締役会決議により、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式115,000株の第三者割当による自己株式の処分(本件第三者割当)を、平成25年6月27日(木)を払込期日として行うことを決定しております。(注)1

また、野村證券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し(以下「本件募集売出し」という。)の申込期間の終了する日の翌日から平成25年6月20日(木)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)(注)2)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当における自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) 1 本件第三者割当の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 115,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同
一とする。 |
| (3) 割当先 | 野村證券株式会社 |
| (4) 申込期間(申込期日) | 平成25年6月26日(水) |
| (5) 払込期日 | 平成25年6月27日(木) |
| (6) 申込株数単位 | 100株 |

2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成25年6月5日(水)の場合、「平成25年6月8日(土)から平成25年6月20日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成25年6月6日(木)の場合、「平成25年6月11日(火)から平成25年6月20日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成25年6月7日(金)の場合、「平成25年6月12日(水)から平成25年6月20日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成25年6月10日(月)の場合、「平成25年6月13日(木)から平成25年6月20日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成25年6月11日(火)の場合、「平成25年6月14日(金)から平成25年6月20日(木)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である宮田尚彦、宮田昌彦及び宮田憲次並びに当社株主であるアイシーエスピー有限会社、MMK株式会社、JFK株式会社、MTY株式会社及び榮隆株式会社は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当及び株式分割による新株式発行並びに平成22年8月10日開催の当社取締役会において決議され、平成22年9月29日開催の当社定時株主総会において承認された「当社株式等の大規模買付行為への対応策(買取防衛策)」に従って行う新株予約権無償割当および同新株予約権の行使による当社の株式の交付等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社の社章  及び社名ロゴタイプ **朝日インテック株式会社** を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場における空売り(*2)又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(*2)に係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成25年5月29日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成25年6月5日から平成25年6月11日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

2 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://asahi.irbridge.com/ja/PressRelease.html>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・表紙の次に以下の「1. 事業の内容」から「4. 業績等の推移(連結)」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

1. 事業の内容

当社グループは、医療機器分野及び産業機器分野における製品の開発・製造・販売を主な事業としております。

事業セグメントは、メディカル事業及びデバイス事業の2事業により構成されており、その事業内容は以下の通りであります。



【メディカル事業】

メディカル事業は、当社グループの主体事業であり、主に血管内治療に使用される低侵襲治療（注）製品（カテーテル関連製品）を開発・製造しており、国内におきましては主に直接販売により、また海外におきましては主に販売代理店を通じて病院等へ販売しております。

（注）低侵襲治療とは

患者の精神的・身体的ダメージを最小限に抑えるために、外科手術をすること無く、大腿や手首などから血管を通じて行う傷口や痛みが少ない治療のことをいいます。通常の外科手術と比較し、患者へのダメージが軽減されるほか、入院期間が短縮される等の利点があり、また付随して患者の経済的負担の軽減や、政府の医療費抑制策にも貢献する治療法といわれております。当社グループは低侵襲治療製品として、循環器・末梢・腹部・脳血管系のカテーテル関連製品を開発・製造・販売しております。

メディカル事業の製品群

低侵襲治療製品（カテーテル関連製品）の開発・製造・販売

【治療用カテーテルシステム】

■ 循環器系

- PTCAガイドワイヤー
- PTCAガイディングカテーテル
- PTCAバルーンカテーテル
- 貫通カテーテル

■ 末梢血管系・腹部血管系・脳血管系

- ペリフェラルガイドワイヤー
- IVRガイドワイヤー
- 脳血管系ガイドワイヤー

【検査用カテーテルシステム】

- 血管造影用ガイドワイヤー
- 血管造影用カテーテル

【OEM供給品】

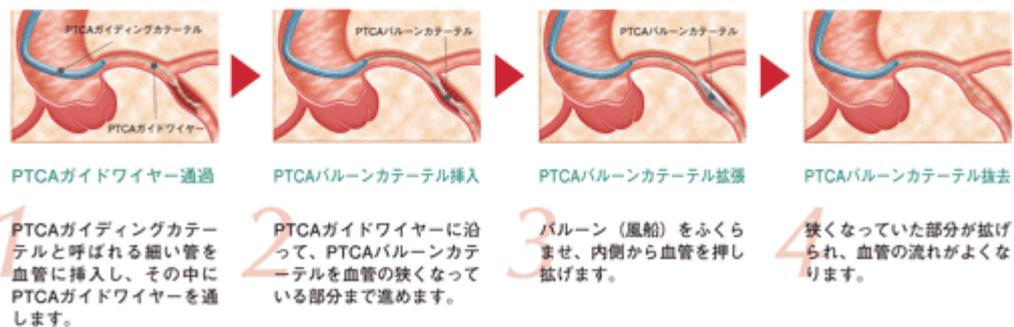
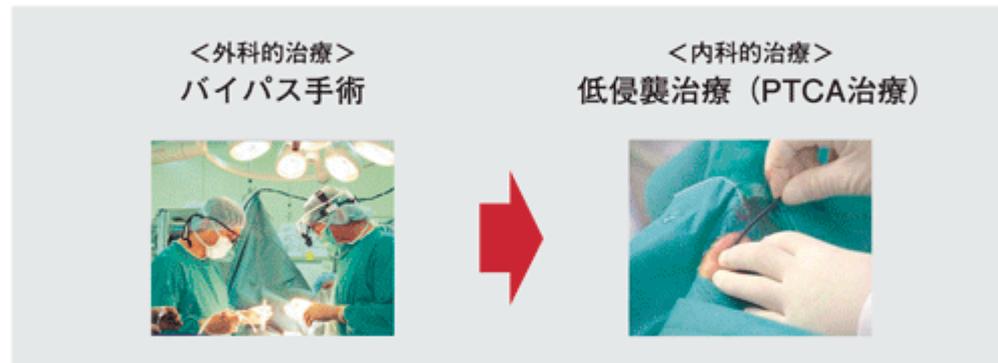
- スネア（内視鏡関連製品）
- 主に循環器系以外のカテーテル関連製品



主力製品PTCAガイドワイヤー

低侵襲治療（PTCA治療）とは

- 冠動脈疾患の治療法
- 狭窄部を広げて血流を確保
- 患者の精神的・肉体的負担を最小限に抑える為に、開腹・開胸する事無く、大腿や手首の血管を通じて治療を行う。



【デバイス事業】

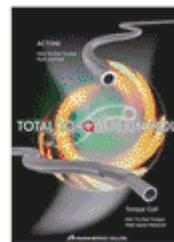
デバイス事業は、医療機器分野及び産業機器分野における部材について開発・製造し、国内外のメーカーへ販売しております。

医療部材の製品群

中空構造のケーブルチューブ、ステンレスロープ等の医療部材を開発・製造・販売



ワイヤーロープ・チューブ
(使用例：内視鏡処置具の部材)



ACTONE (中空構造のケーブルチューブ)



耳鼻咽喉科用カテーテル
デリバリーシステム (蓄膿症治療)

産業部材の製品群

極細ステンレスワイヤーロープ
(ロープ径2mm以下) の開発・製造・販売

使用される市場

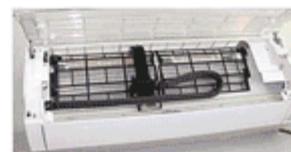
- ロープ…自動車関連、建築関連、漁業関連
- 端末加工品…OA機器関連、ペピーカー、機械アクセサリ、遊技機
- チャージワイヤー…OA機器関連、空気清浄機



海釣用釣り糸 (OEM製品)



温水洗浄便座の駆動用部品

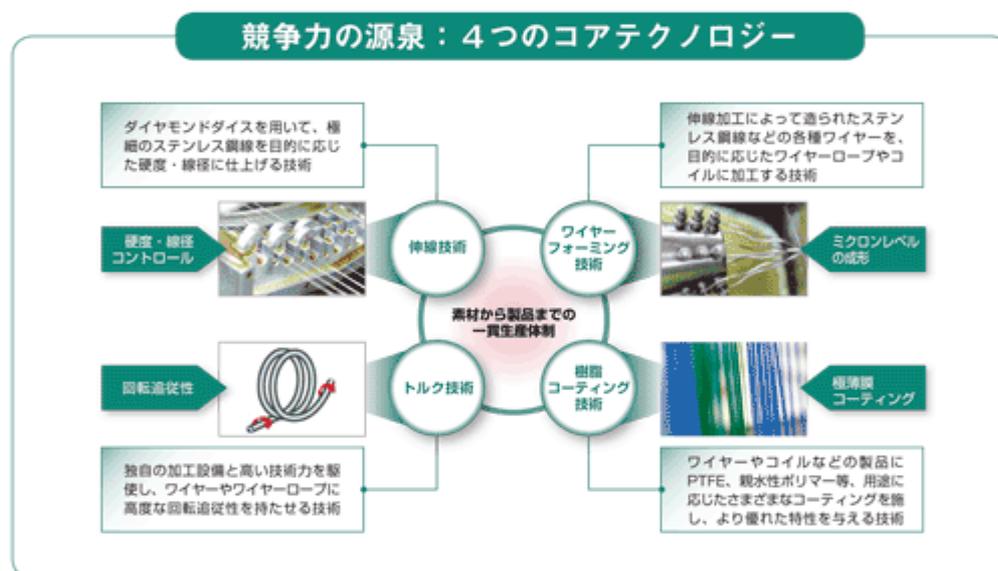


フィルター掃除機能付エアコンの駆動用部品

2. 技術の源泉について

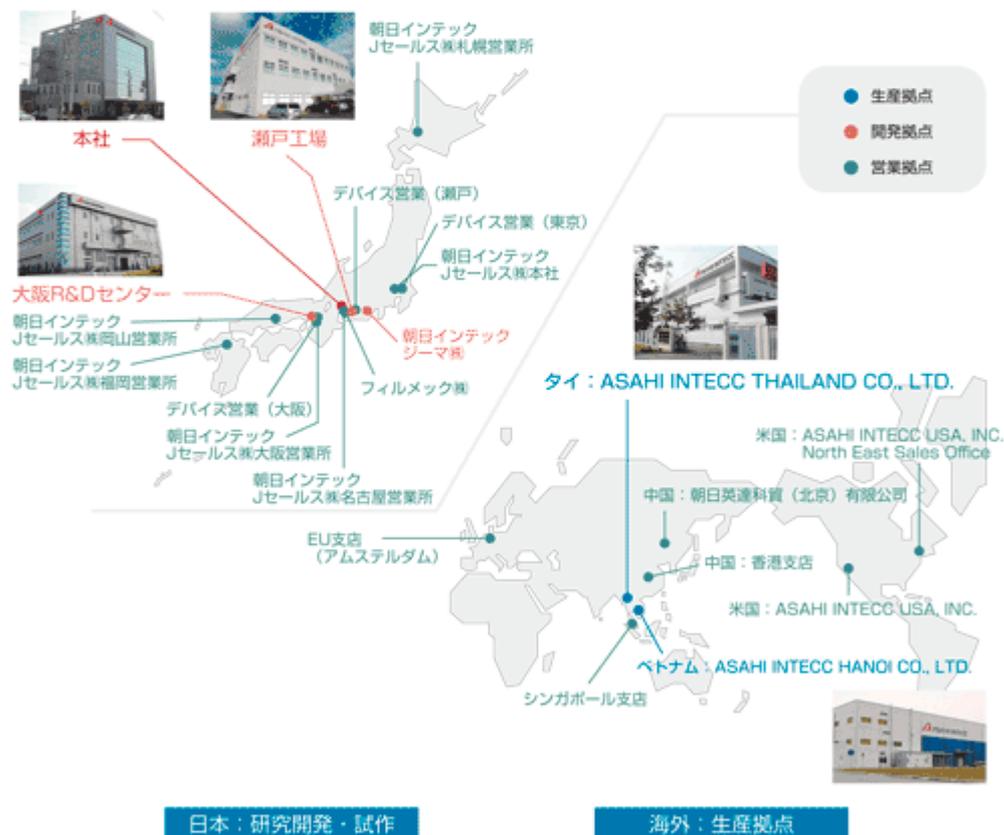
当社グループは、研究開発型企業として、競争力の高い製品群を日々開発しています。

その技術の源泉として、当社グループは、4つのコアテクノロジー（伸線技術、ワイヤーフォーミング技術、コーティング技術、トルク技術）を主体として、独自性の高い素材加工技術を備えております。また、これらの技術に加え、素材から製品までの一貫生産体制を構築することにより、当社独自の素材及び機能を有した製品の開発・製造が可能です。これは、医療機器分野以外に、産業機器分野を有している当社独自のビジネスモデルに基づくものであり、医療機器分野の競合先との差別化の要因の一つとなっております。



3. 拠点について

当社グループでは、日本において研究開発・試作に特化する一方、タイとベトナムに主力工場を擁し、量産品の生産は海外工場が担っております。より一層の高収益化を目指し、各生産拠点から全世界の需要先への直送体制を図るなど、原材料の調達から製造、流通、販売までの一連の流れを効率的に管理し、サプライチェーン全体の動きを最適化する体制を構築しております。



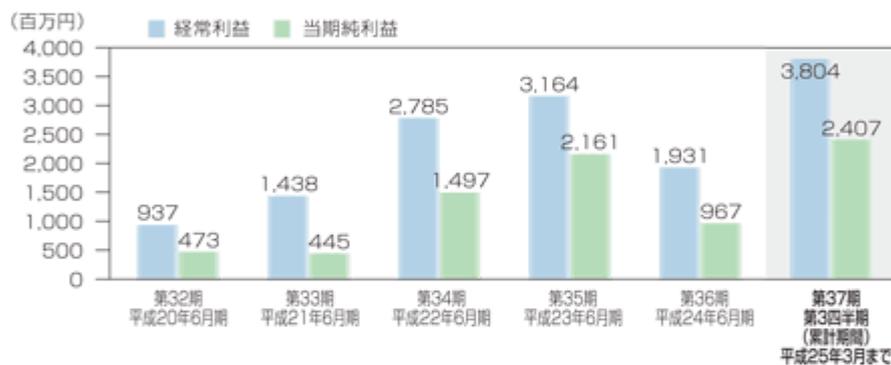
日本は研究開発・試作に特化し、生産（量産）は全て海外工場にて実施

4. 業績等の推移（連結）

売上高



経常利益／当期純利益



・平成24年6月期においては、タイ洪水の影響を受け当社グループの主力工場である連結子会社ASAHI INTECC THAILAND CO.,LTD.が一時的に稼働停止し減産を余儀なくされたために、減収減益となっております。

総資産／純資産／自己資本比率



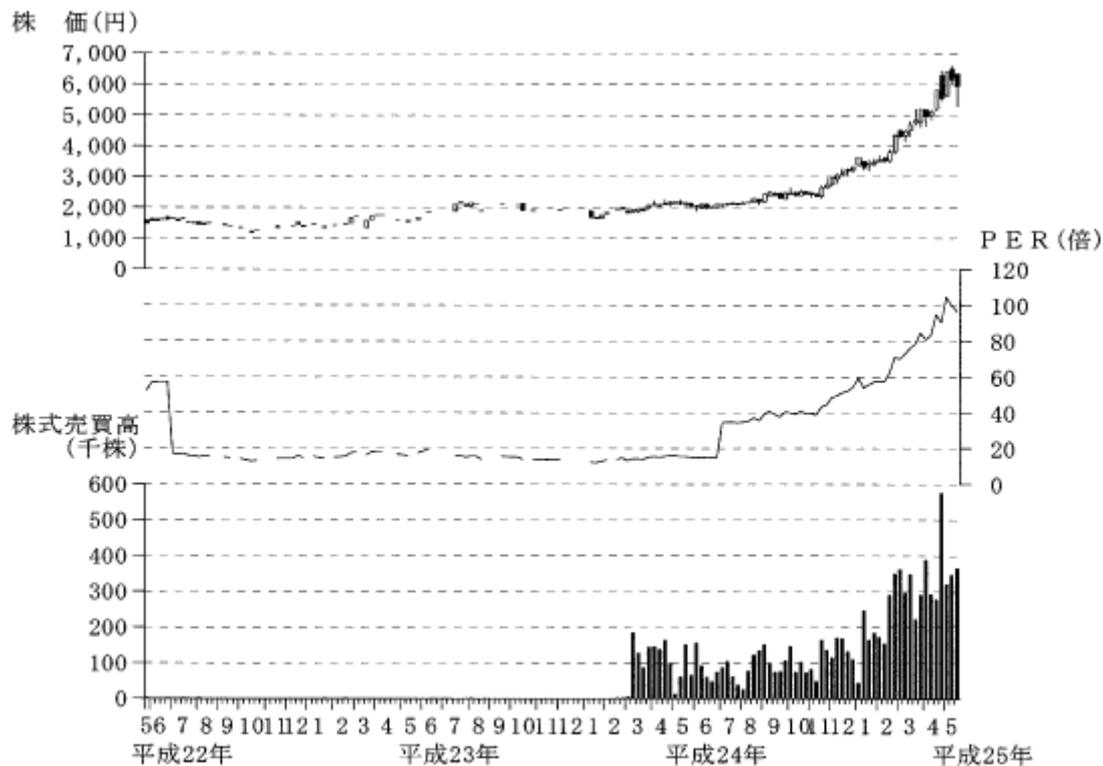
・平成24年6月期以降、自己資本比率が低下しておりますが、自己株式取得に伴う低下となります。自己株式については、平成24年2月に236,000株、平成24年5月に250,000株、平成24年8月に279,000株、合計765,000株の自己株式を取得しております。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

【株価情報等】

1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成22年5月24日から平成25年5月17日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

- 2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{株当たり当期純利益}}$$

平成22年5月24日から平成22年6月30日については、平成21年6月期有価証券報告書の平成21年6月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成22年7月1日から平成23年6月30日については、平成22年6月期有価証券報告書の平成22年6月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成23年7月1日から平成24年6月30日については、平成23年6月期有価証券報告書の平成23年6月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年7月1日から平成25年5月17日については、平成24年6月期有価証券報告書の平成24年6月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成24年11月28日から平成25年5月17日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第36期（自平成23年7月1日 至平成24年6月30日）平成24年9月27日東海財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第37期第1四半期（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）平成24年11月13日東海財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第37期第2四半期（自平成24年10月1日 至平成24年12月31日）平成25年2月14日東海財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第37期第3四半期（自平成25年1月1日 至平成25年3月31日）平成25年5月15日東海財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年5月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年9月28日に東海財務局長に提出

6【訂正報告書】

訂正報告書（上記1 有価証券報告書の訂正報告書）を平成25年5月28日に東海財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記2 四半期報告書の訂正報告書）を平成25年5月28日に東海財務局長に提出

8【訂正報告書】

訂正報告書（上記3 四半期報告書の訂正報告書）を平成25年5月28日に東海財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成25年5月28日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。

以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については_____ ̄で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の「事業等のリスク」に記載の事項を除き、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成25年5月28日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

有価証券報告書等に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年5月28日）現在において、当社グループが判断したものであります。

メディカル事業について

（法的規制について）

当社グループの事業は、薬事法及びそれに関連する厚生労働省令並びに米国食品医薬品局とEU各国政府、そして中国政府等による諸規制を受けており、当社グループの関連する主な法的規制は次のとおりであります。

(a) 薬事法関係

当社グループは、各種の医療機器及びその関連製品の開発・製造・販売を行うに際し、日本国内では薬事法及び薬事法施行令・薬事法施行規則により規制を受けております。この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行うとともに、医療上特にその必要性が高い医薬品及び医療機器の研究開発促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることが目的とされております。製造者は安全で有用な医療機器を提供する義務があり、そのため製品の安全性を確保し、それらの継続的な生産を保証するための品質システムとしてQMS（Quality Management System：品質管理システム）などの体制を整備し、設計・生産から市販後に至るまでの管理が必要であります。これらを規制するのが薬事法になります。厚生労働省は、国際的な整合性や、科学技術の進歩、企業行動の多様化等、社会情勢の変化を踏まえ、薬事制度について抜本的な見直しを行っており、具体的な項目内容には、医療機器のリスクに応じたクラス分類制度の導入、承認・許可制度の見直し、市販後安全対策の充実等が含まれており、医薬品に比べると立ち遅れていた医療機器関係の規制整備が本格的に進められ、今後は承認申請に対する審査のハードルも医薬品並みに高くなってゆくものと考えられます。これらのように、今後さらに当該法規制等が変更若しくは強化され施行された場合には、当社グループが事業展開を行ううえで、影響を受ける可能性があります。

なお、過年度において、薬事法に関連し当社の承認、許可及び届け出が認められない、あるいは取り消された事象はありませんが、今後、承認、許可及び届け出が認められない場合、取り消された場合、あるいは遅延した場合には、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(b) MDD（Medical Device Directive / 医療機器指令）

欧州市場へ輸出するためには、MDD（Medical Device Directive / 医療機器指令）に基づく要求事項を満たす必要があります。製造業者は定められた適合性評価基準に従わなければなりません。MDDに適合していることを証明するCEマーキングが製品に表示されていなければ欧州市場への輸出が出来ず、またMDDの必須安全要求事項を満たすための品質システム（EN ISO9001, EN ISO13485）の認証取得が条件となります。

この法規制は、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行うとともに、CEマーキングが貼付された製品が欧州市場で自由に流通出来ることを目的としております。

当該法規制が変更若しくは強化され施行された場合には、当社グループが事業展開を行ううえで、影響を受ける可能性があります。

なお、過年度において、M D Dに関連し、認証されない、あるいは取り消された事象はありませんが、今後、認証されない場合、認証が取り消された場合、あるいは遅延した場合には、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(c) F F D C法(The Federal Food, Drug and Cosmetic Act / 連邦食品・医薬品・化粧品法)

米国市場へ輸出するためには、F F D C法(The Federal Food, Drug and Cosmetic Act / 連邦食品・医薬品・化粧品法)に基づき、品質、有効性及び安全性確保が必要になります。この法律は、食品、食品添加物、医薬品、医療機器、化粧品等の規制を目的としており、米国輸出に際して、必須安全要求事項を満たすためのQ S R (Quality System Regulation) 体制を整備する必要があります。当該法規制等が変更若しくは強化され施行された場合には、当社グループが事業展開を行ううえで、影響を受ける可能性があります。

なお、過年度において、F F D C法に関連し、登録、認可が認められない、あるいは取り消された事象はありませんが、今後、登録、認可が認められない場合、取り消された場合、あるいは遅延した場合には、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(d) 医療機器監督管理条例

中国市場へ輸出するためには、医療機器監督管理条例に基づき、品質、有効性及び安全性の確保が必要になります。医療機器監督管理条例の下に、医療機器の分類、登録、生産監督、経営許可、品質管理システムの審査、ラベリング等に関する規則が定められており、中国国内において医療機器の販売及び使用を行うにあたっては、S F D A (State Food and Drug Administration / 国家食品薬品监督管理局)の審査を経て、「医療機器登録証」を取得する必要があります。当該法規制等が変更若しくは強化され施行された場合には、当社グループが事業展開を行ううえで、影響を受ける可能性があります。

なお、過年度において、医療機器監督管理条例に関連し、登録、認可が認められない、あるいは取り消された事象はありませんが、今後、登録、認可が認められない場合、取り消された場合、あるいは遅延した場合には、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(医療制度改革について)

当社グループはグローバル規模にて販売を行っておりますが、日本を含め世界各国では医療制度改革が進められております。今後、予想を超える大規模な医療制度改革が行われた場合には、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また国内では、高齢化の急速な進展等に伴う国民医療費抑制策及び内外価格差問題の解決として、医療制度改革が進められております。平成15年4月に特定機能病院において診療報酬包括制が導入されたほか、平成14年4月より隔年で保険償還価格の引下げが実施されております。医療制度改革の動向により販売価格が下落する等の影響があった場合は、当社グループの業績も悪影響を受ける可能性があります。

(品質管理体制について)

当社グループは、人命に係わる高度な技術を要する医療機器を取り扱うことから、社内において徹底した品質管理体制を確立しておりますが、特異な要因による不良品の発生や、臨床現場での不適切な取扱いの可能性は完全に否定出来ません。医療事故が発生した場合には、製造物責任により、係争事件等に発展する可能性があります。また薬事法により、関連する製品の回収責任が生じる事も予測されます。このような場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(特定製品への依存について)

当社グループの主力製品であるP T C Aガイドワイヤーの、当連結会計年度における連結売上高は57億円となっており、連結売上高に占める比率は38.4%となります。また、当社グループの主力事業でありますメディカル事業の当連結会計年度における連結売上高は121億33百万円であり、これに対してP T C Aガイドワイヤーの連結売上高に占める割合は47.0%と依存度が高く、従ってP T C Aガイドワイヤーの売上動向が、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(技術革新への対応について)

医療機器市場では、技術の変革は著しく速く、企業が成長を続けるためには、新技術・新製品の研究開発は必須であり、当社グループにおいても、研究開発型企業として研究開発活動に注力しておりますが、現行の検査及び治療方法を革新する新技術が開発され、当社グループの対応が遅れた場合、あるいは他社から極めて優良又は革新的な製品が販売された場合には、当社グループの提供する製品が陳腐化し、その結果、当社グループシェアが低下する可能性があります。そのような事態が生じた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

デバイス事業について

(客先仕様である事について)

当社グループのデバイス製品は、OA機器、自動車、建築、漁業、レジャー等広範囲にわたって使用されております。今後も新素材及び新製品の開発体制の充実を図り、新規分野の需要開拓に注力する所存ですが、大半が客先仕様に基づく部材レベルの製品であるため、客先の仕様変更等により当社グループの製品に替わる他社の製品が採用された場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(競合状況について)

デバイス事業のうち、産業機器分野の新たな競合先として、近年、韓国・中国等のメーカーが存在しております。

当社グループは、新素材及び新製品の開発体制の充実を図り、新規分野の需要開拓に注力する所存ですが、これらの競合先メーカーが、当社グループと同品質で、なおかつ低価格の製品を供給できる体制に成長した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

各事業共通事項について

(海外生産への依存について)

当社グループは、日本国内施設は主に研究開発拠点と位置付ける一方、連結子会社のASAHI INTECC THAILAND CO., LTD. 及びASAHI INTECC HANOI CO., LTD. は重要な生産拠点として位置付け、現在、量産品については、原則として当該連結子会社に生産移管しております。

一番の主力の生産拠点であるASAHI INTECC THAILAND CO., LTD. より第二の生産拠点であるASAHI INTECC HANOI CO., LTD. へ継続的に生産移管を行うことにより、リスク分散を図ってまいりますが、これら2つの当該連結子会社が洪水、地震等の天災や政治、経済、法律、文化、ビジネス慣習、労働力不足や労働賃金水準の上昇、その他様々な現地事情等により操業低迷や不能に陥った場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(原材料価格の高騰について)

当社グループが製造する製品の多くは、原材料の一部に、ステンレス及びプラチナを使用しております。売上高に対しての原材料比率は比較的低いものの、これら原材料の価格の高騰が予想を上回る状況で進行した場合、特にプラチナ価格の高騰については、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(知的財産権について)

当社グループは製品の開発・製造・販売に関し、知的財産権の確保に努めておりますが、他社から当該権利を侵害される可能性が無いとは言えず、当該権利期間経過後は、他社による同一製品の新規参入の可能性も予測されます。

また、製品に関連し得る他社の知的財産権の侵害防止に努めておりますが、万一、侵害の事実が発生した場合は、係争事件に発展することも含めて、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

財務内容について

(為替リスクについて)

当連結会計年度の連結売上高に占める海外売上高の割合は40.7%であり、欧米市場を中心として、海外売上高の大半が米ドル建てとなっております。一方、当社グループの主要な生産拠点はタイ及びベトナムにあり、連結子会社のASAHI INTECC THAILAND CO., LTD. (タイパーズ建決算)及びASAHI INTECC HANOI CO., LTD. (米ドル建決算)との取引は、原則的に全て円建てで取引をしております。

したがって、為替が円高米ドル安タイバーツ安に進んだ場合、海外売上高の円換算額が目減りするとともに、タイ及びベトナムの連結子会社の業績変動を通じて主に売上原価等の円換算額が減少します。また逆に、為替が円安米ドル高タイバーツ高に進んだ場合、海外売上高の円換算金額が増加するとともに、タイ及びベトナムの連結子会社の業績変動を通じて売上原価の円換算額が増加いたします。米ドルとタイバーツが連動すれば、為替変動によるメリット・デメリットは概ね相殺されますが、円に対し米ドル安タイバーツ高に進んだ場合には収益が圧迫されるなど、当社グループの業績にマイナスの影響を与える可能性があります。

また、当社は銀行からの借入金の一部を米ドル建てにし、海外子会社への米ドル建て貸付資金と連動させることなどにより、為替リスクの軽減を図っておりますが、前述の通り米ドルの流入量が多く、タイ及びベトナムの連結子会社においては円の流入量が多いため、急激な為替相場の変動時には、これらの決算通貨への交換時に発生する為替差損益が当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

保有株式に関するリスク

当社は、原則として、取引先や業務提携先とのさらなる事業発展やシナジー効果等を目的として、市場性のある株式を保有しております。したがって、将来、株式相場の悪化や投資先の業績不振等により、大幅な株価下落が発生した場合には、保有株式に減損が発生し、当社の業績と財務状況に影響を与える可能性があります。

海外事業展開について

当社グループは現在世界85の国と地域へ製品を供給しており、当連結会計年度の連結売上高に占める海外売上上の割合は40.7%となっておりますが、今後、当社グループがさらに飛躍するために、海外販売をより積極的に展開する方針であり、今後は需要拡大に備え、海外生産拠点の強化・拡充を引続き進めていく所存であります。当社グループが引続き成長を続けるためには、新たな市場における販売ルートの確立や設備投資を引続き慎重に進めていく所存ですが、海外環境の動向等により、海外事業が計画どおりに展開されない可能性があります。仮にこのような事態が発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

企業買収に関するリスクについて

当社グループは、主に研究開発及び製造の分野において、技術提携、業務提携、資本提携など、他社との提携又は買収を実施する可能性があります。これらの提携又は買収などにあたり、当社グループは、当該企業の財務内容や契約内容などについてデューデリジェンスを行い、事前にリスク回避するように努めておりますが、事業環境の急激な変化など、不測の事態が生じる場合、当社グループの事業展開、経営成績などに影響を及ぼす可能性があります。

トヨフレックス株式会社の買収にかかる契約の締結について

当社グループは、平成25年2月14日開催の取締役会において、トヨフレックス株式会社の全株式を取得し、子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。現時点で株式譲渡は完了しておらず、平成25年7月から9月までに株式譲渡を完了予定です。

トヨフレックス株式会社は、主に産業機器分野を中心としたユニット設計品などを生産する製造会社であり、主力工場としてセブ島（フィリピン）に生産拠点を持つ企業であります。販売市場として自動車市場、インテリア建材市場、さらには医療機器市場などへの部材提供も手がけております。

当社グループとトヨフレックス株式会社は、対象となる販売市場の重複は少なく、相互の補完性が高いと考えております。また、トヨフレックス株式会社は、ワイヤーロープの技術や射出成型技術並びに小型金型プレス技術などをコアにしたユニット設計品を手がけており、相互の技術的なシナジー効果が生じる可能性もあると考えております。

なお、トヨフレックス株式会社が当社グループに加わり、デバイス事業の一翼を担うことは、製造拠点がタイに集中している当社グループにとって、大規模災害に対する事業継続計画（BCP）上の対策として有効であると考えております。

また、トヨフレックス株式会社が保有するユニット設計技術を生かすことにより、当社グループの医療部材ビジネスの成長・拡大にも寄与する可能性があるものと認識しております。

なお、トヨフレックス株式会社の全株式取得を決定する際に、事業環境や財務内容等についてM&Aアドバイザー会社
の外部専門家等によるデューデリジェンスを行ってまいりましたが、当社がトヨフレックス株式会社にかかるリスク
を全て把握できているとは限りません。

また、当社はトヨフレックス株式会社の買収により、のれん等の金額が発生する見込みですが、未だ株式譲渡の完了に
至っていないため、のれん等の金額を確定できません。今後、予期しない債務、費用や責任を負担する場合や、経済状況・景
気動向の変化による予期しない需要の変動等の要因により、期待通りに事業を展開できず、収益性が低下する場合等にお
いて、のれん等の金額が変動し、これが当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

― その他

当社グループはグローバル規模にて販売を行っております。当社グループが事業を展開している地域において、自然災害、病気、感染症、戦争、テロ等が発生した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

朝日インテック株式会社本社
(愛知県名古屋市守山区脇田町1703番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。